

地域密着型サービスの基準等の一部改正について

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令』に基づき、地域密着型サービスの基準等の一部改正を行いました。

1. 改正する条例

- ①『菊川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例』
- ②『菊川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例』

2. 主な改正内容

① 共通事項

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけました。（※3年の経過措置期間を設ける）
- 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底及び業務継続に向けた計画等の策定等を義務づけました。（※3年の経過措置期間を設ける）
- 運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めました。
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進するため、署名・押印の見直し等が行われました。
- ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めることとしました。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけました。（※3年の経過措置期間を設ける）